

安芸高田市ふるさと応援の会 規約 ~~改訂(案)~~

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、安芸高田市ふるさと応援の会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、安芸高田市ふるさと応援の会会員を対象に、さらに充実した活動を展開するとともに、会員相互の一層の親睦と連携を図り、安芸高田市のあらゆる活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本会の事業への参加、支援に関する事業。
- (2) 本会会員の親睦、情報交換及び会員の拡充に関する事業
- (3) 安芸高田市の魅力の創造・発信に関する事業
- (4) ふるさと安芸高田市との継続的交流促進に関する事業
- (5) ふるさと納税への啓発、企業版ふるさと寄付金推進に関する事業
- (6) 安芸高田市の関係人口・人脈の増加に関する事業
- (7) その他本会の目的達成に関する事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的、事業に賛同する会員をもって構成する。

- (1) 本会の会員、会費等については、安芸高田市ふるさと応援の会会員規程による。

第3章 役 員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名以内 |
| (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 3 名以内 |
| (5) 理 事 | 2 0 名以内 |
| (6) 監 事 | 2 名 |
| (7) 会 計 | 1 名 |

(顧問、参与、相談役)

第6条 本会に、顧問、参与、相談役を置くことができる。

(1) 顧問、参与、相談役は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命に従い、本会の会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の決議に基づき本会の業務を実施する。
- (6) 監事は、会計を監査し、総会において監査報告をする。
- (7) 会計は、本会の会計を担当する。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において選出する。
- (2) 副会長は、総会において選出し、会長が委嘱する。
- (3) 理事長は、理事の中から会長が委嘱する。
- (4) 副理事長は、理事の中から会長が委嘱する。
- (5) 理事は、本会の会員の中から会長が委嘱する。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。
- (6) 監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。
- (7) 会計は、会長が任命する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とし、再任することができる。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、顧問、参与、相談役に準用する。この場合において「役員」とあるのはそれぞれ「顧問」「参与」「相談役」と読み替えるものとする。

第4章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 理事会

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 本会の基本方針及び事業計画に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員の任免に関すること
- (5) その他本会の運営に関すること

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長・理事長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 理事会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること
- (4) 総会事項に関すること
- (5) 本会の事務事業の実施に関すること
- (6) 予算及び決算事務に関すること
- (7) その他本会の運営に関すること

3 会議は、理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。

4 会議の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第13条 会長は、会議を招集するいとまがない時で、会議の権限に属する事項で軽易なものについてはこれを専決処分することができる。

第5章 会 計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

第6章 雑 則

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和4年7月16日から施行する。

1 この規約の改正は、令和7年8月24日開催の総会で承認され、同年8月24日から施行する。

別表 理事会業務 (規程第2条関係)

区分	所管事務事業
理 事 会	1 総括、総合調整等に関する事 2 安芸高田市、他支部等との調整、渉外に関する事 3 応援の会会員の加入促進、交流等に関する事 4 女性役員、会員の参画促進に関する事 5 応援の会の魅力発信、広報活動に関する事 6 事業の企画、実施に関する事 7 安芸高田市の活性化に関する事 8 魅力ある事業の創造・発信に関する事 9 ふるさと納税、企業版ふるさと寄付金推進事業に関する事 10 安芸高田市との交流、人脈の創造に関する事 11 事業の開催に伴う企画者、調整者等に関する事 12 安芸高田市の地域連携に関する事 13 安芸高田市の魅力再発見に関する事 14 安芸高田市における応援の会活動に関する事 15 安芸高田市と都市との交流に関する事 16 安芸高田市の文化、歴史、風土等の掘り起こしに関する事 (隠れた魅力、伝承文化、風習、年中行事、食文化、名人、達人など)

安芸高田市ふるさと応援の会 会員規程 ~~改訂(案)~~

(趣旨)

第1条 この規程は、安芸高田市ふるさと応援の会（以下「本会」という。）規約第4条に基づき、会員の加入、退会及び会費等について必要な事項を定めるものとする。

(会員の入会)

第2条 会員は、所定の払込取扱票に必要事項を記入し、会費を振込のうえ登録手続きを完了するものとする。登録完了後、会員にはログインID等を記載した通知を郵送する。会員は、公式会員証アプリを各自ダウンロードし、IDを用いてログインすることで、アプリ上に表示される会員証を提示できるものとする。

(会員の退会)

第3条 会員が次の各号の一に該当するときは、退会扱いとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退会届を提出したとき、又はその意思を示したとき
- (3) 会費の未納が、2年を経過したとき

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号による。

- (1) 個人会員 本会の活動に賛同する個人
- (2) 法人・賛助会員 本会の活動を応援する企業・団体並びに個人
- (3) 特別協賛会員 本会の活動に協賛する企業・団体並びに個人

(会費)

第5条 本会の会員の会費は、次の各号による。

- | | | | |
|-----|---------|-------|------------|
| (1) | 個人会員 | 年間 | 1,000円 |
| (2) | 法人・賛助会員 | 年間 1口 | 5,000円以上 |
| (3) | 特別協賛会員 | 年間 1口 | 100,000円以上 |

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程に施行に関する事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、令和4年7月16日から施行する。

1 この規約の改正は、令和7年8月24日開催の総会で承認され、同年8月24日から施行する。